

4 愛 給 第 1 1 号

令和4年4月18日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 後 藤 章 仁

道路使用許可申請書の押印不要について（通知）

日頃は、本企業団の事業にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、令和4年度から豊明市、長久手市及び東郷町において各市町に提出する道路占用書類の押印が不要となったことに伴い、警察署に提出する道路使用許可申請書についても申請者（指定給水装置工事事業者）の押印がなくても受付が可能となりました。

つきましては、企業団管内全市町において、道路使用許可申請書の申請者印が不要となりましたことを通知します。

お問い合わせ先

給水課

電話 0561-38-0035